

人材紹介基本契約書

(以下、甲という。)と 株式会社ピュアスタッフジャパン (以下、乙という。)とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

第1条 (業務内容)

乙は、甲の諸条件に関する人材紹介、及び採用に関するコンサルティング業務を行うものとする。

第2条 (紹介手数料の発生)

人材紹介手数料 (以下、紹介手数料) は、乙の人材紹介を通じて、甲が人材の採用を決定し、かつ採用決定者が入社意思を書面にて提示した段階で発生する成功報酬方式とする。

第3条 (紹介手数料)

紹介手数料は、次の (1) ~ (2) のとおりとする。

(1) 採用決定者の採用初年度換算分の20% (消費税別) とする。ここでいう

「採用決定者の採用初年度換算分」とは、該当者に支払われる採用初年度予定年収 (通勤費を除く全ての諸手当、及び賞与を含む) ものとする。

(2) 紹介手数料等の詳細については、別途覚書を取り交わすものとする。

第4条 (紹介手数料の支払い)

甲は採用決定者の雇用開始日から1ヵ月以内に、乙に第3条に基づく紹介手数料を乙の指定する銀行口座に振り込みより支払うものとする。

第5条 (紹介手数料の返還)

採用決定者が甲に入社後、自己都合により3ヶ月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は甲に次のとおり紹介手数料を採用決定者の退職日より25日以内に返還するものとする。

・入社後 1ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の	100%
・入社後 2ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の	50%
・入社後 3ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の	25%

但し、甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることによる起因する退職の場合はこの限りではない。